

## ○横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例

平成31年2月25日

条例第1号

横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例をここに公布する。

## 横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例

## (目的)

第1条 この条例は、歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に重要な役割を果たしていることに鑑み、歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。）、市民、歯科医療等関係者、保健医療等関係者及び事業者（労働者を使用して市内で事業を行う者をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の生涯にわたる健康づくりに寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による歯及び口腔の健康の保持増進並びにこれらの機能の維持向上を図ることをいう。
- (2) 歯科医療等業務 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務をいう。
- (3) 歯科医療等関係者 歯科医療等業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (4) 保健医療等関係者 保健、医療、福祉又は教育に係る業務に従事する者であつて歯科口腔保健に関する業務を行うもの（歯科医療等関係者を除く。）及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (5) 歯科検診 歯及び口腔の検診（健康診査及び健康診断を含む。）をいう。

## (基本理念)

第3条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に重要な役割を果たしているという認識の下、市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において行う歯科口腔保健に関する取組を推進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯並びに口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、福祉、労働衛生、教育、食育その他の歯及び口腔の関連分野における施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

## (市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び総合的か

つ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、神奈川県、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者との連携及び協力に努めるものとする。
- 3 市は、市民が歯科口腔保健に関する理解を深め、市民による歯科口腔保健に関する活動への参加を促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 4 市は、事業者その他の者が行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、歯科口腔保健に関する理解を深め、歯科検診及び歯科保健指導を活用する等、生涯にわたって日常生活において自ら歯科口腔保健の取組を行うよう努めるものとする。

(歯科医療等関係者の責務)

第6条 歯科医療等関係者は、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めるものとする。

- 2 歯科医療等関係者は、歯科口腔保健（歯及び口腔の機能の回復によるものを含む。）の推進に関し、保健医療等関係者との連携に努めるとともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療等関係者及び事業者の責務)

第7条 保健医療等関係者は、その業務において、歯科口腔保健の推進に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、日常生活において歯科口腔保健に関する取組が困難な者に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 2 保健医療等関係者は、歯科口腔保健の推進に関し、歯科医療等関係者との連携に努めるとともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、その従業員の歯科口腔保健の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(基本的施策)

第8条 市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、日常生活において行う歯科口腔保健に関する取組の推進に関すること。
- (2) 市民が、定期的に歯科検診を受けるための勧奨及び必要に応じて歯科保健指導を受けるための勧奨に関すること。
- (3) 妊娠中における歯科口腔保健の推進並びに歯科口腔保健を通じた母体の健康の保持及び胎児の健全な発育に関すること。
- (4) 乳幼児期及び学齢期（小学校就学の始期から満18歳に達するまでの期間をいう。）における歯科

口腔保健の推進及び歯科口腔保健を通じた健全な育成に関すること。

- (5) 成人期（満18歳から満65歳に達するまでの期間をいう。）における歯科口腔保健の推進に関すること。
- (6) 高齢期における歯科口腔保健の推進に関すること。
- (7) 障害児及び障害者の歯科口腔保健の推進に関すること。
- (8) 歯科口腔保健の観点からの食育及び糖尿病その他の生活習慣病に対する対策の推進に関すること。
- (9) 喫煙による口腔内への影響に対する対策の推進に関すること。
- (10) 歯科医療等関係者及び保健医療等関係者に対する情報の提供その他連携強化を図るための体制の整備に関すること。
- (11) 災害時における歯科口腔保健の推進に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関すること。

（歯科口腔保健推進計画の策定）

第9条 市は、市民の生涯にわたる歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、歯科口腔保健の推進に関する計画（以下「歯科口腔保健推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市は、歯科口腔保健推進計画を定めるに当たっては、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき策定する健康増進計画と整合性を図るとともに、市域における官民データ（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第1項に規定する官民データをいう。）を活用するものとする。

（財政上の措置）

第10条 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（意見聴取）

第11条 市長は、歯科口腔保健推進計画を策定し、若しくはその進捗管理を行い、又は歯科口腔保健の推進に関する重要事項を定めるに当たっては、横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）に基づく健康横浜21推進会議の意見を聴くものとする。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

# 第1回歯科口腔保健推進検討部会の振り返り

資料2

分類	No.	第1回会議での御意見	御意見に対する考え方
【関係機関・団体の役割と連携】	1	チラシの「保健医療等関係者」に <u>薬剤師が入っていない</u> ので、入れてほしい。	①計画を策定する中で各関係機関の具体的役割や連携方法を検討する。 ②計画に掲載する資料を検討する。
	2	歯や口だけの問題ではなく、他の分野と関係が深いことも多い。それぞれのライフステージに関わる関係機関と連携して進めていく必要がある。 <u>事業の体系図の中に、どこと連携して何を進めていくのか書き込んでほしい。</u>	
	3	在宅の方から薬局へ、 <u>歯科に関してどこに相談したらよいか</u> 、といった声をいただくことがある。ケアプラザを通してなど、紹介できる先があるとよい。	
	4	・ <u>歯周病の医科・歯科連携を通して、糖尿病患者の方の健康寿命を伸ばしていくためには、歯科口腔保健が欠かせない。</u> ・ <u>通院から在宅に切り替わった方の内科管理や歯科管理等のクオリティを維持するための連携体制の構築も課題。</u>	計画を策定する中で具体的な取組とするか検討する。
	5	横浜市保健活動推進委員会では、各区で保健師等を講師に歯科について勉強会をしている段階。メンバーには高齢者が多いので、実際に出てきている症状の対策を教えられると、 <u>実感として理解でき、取組もしやすい。</u>	計画を策定する中で地域人材の役割・連携や対象に合わせた啓発方法等について検討する。
	6	・ <u>食生活等改善推進員協議会では、市からの委託事業の中で歯についてもやってきたが、テーマが高齢者に偏りがちで、子ども世代への啓発はあまりできていない。</u> ・ <u>オーラルフレイルについても、どのように市民に伝えていくか検討している最中。</u>	
【乳幼児期】	7	<u>子どもの歯並びに関しては、口腔の発達状況を鑑みずに月齢だけで食形態を決めてしまうということが、原因のひとつとしてある。</u>	計画の具体的な取組とするか検討する。
	8	保育園では今年度年に2回の歯科健診が義務付けられた。しかし、 <u>健診結果を伝えた後は家庭任せになっている。</u>	
【学齢期】	9	・ <u>学齢期については、口の中の状況を見ることでネグレクトを受けている子どもが分かる。</u> ・ <u>少数ではあるが、ネグレクトとの関係性に関する視点も欠かせない。</u>	計画の具体的な取組とするか検討する。
	10	<u>小学校までに家庭で咀嚼力などを十分に身につけていない子どももおり、そういった子どもに個別に対策ができるとよい。</u>	
	11	・ <u>中学生・高校生のデータが取れていない。</u> 歯科医院の受診率が低く、部活をやっている世代でスポーツドリンクの問題もある。 <u>私立校は特に状況が見えづらい。</u>	状況の把握方法を検討する。
	12	障害児の歯科保健については、 <u>学校保健の観点からも考えていきたい。</u>	計画の具体的な取組とするか検討する。

分類	No.	第1回会議での御意見	御意見に対する考え方
【成人期】	13	成人期は、 <u>糖尿病になると歯周病になりやすい</u> という関係性がある。	計画の具体的な取組とするか検討する。
【高齢期】	14	在宅高齢者については、 <u>口の機能の衰えや、薬剤による口の乾燥</u> の問題がある。	計画の具体的な取組とするか検討する。
	15	在宅高齢者に関しては、 <u>歯科の優先順位が下がってしまい、歯科の視点が入ってこないことが多い。</u>	
	16	元気な高齢者だと、 <u>受診しないことが元気な証である</u> といった考え方の人がいるため、 <u>定期的にチェックを受けることの必要性を数字で伝えていく必要がある。</u>	
【職域】	17	<u>歯科に関しては法定の健診項目に入っていないため、これまで事業所に対しては取組を行っていない。</u>	計画の具体的な取組とするか検討する。
【障害児者】	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児者の受け入れ病院は2～3ヶ月待ちのこともあり、身近なところで一次医療を受けられるとよい。</li> <li>・二次三次医療に行くまでの<u>初期の口腔ケアが大切。</u></li> </ul>	計画の具体的な取組とするか検討する。
	19	<u>国の中間評価では障害児者の定期歯科受診が進んでいないことがわかるが、横浜市においてはデータがない状況。</u>	実態の把握方法を検討する。
	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>地域ごとの障害児者の数が把握できているならば、必要な歯科医院の数も自ずと見えてくるのでは。</u></li> <li>・<u>施設に入っていない在宅の障害者はなかなか実態が把握されていないと思うので、ニーズを調査してほしい。</u></li> </ul>	
【食育との連携】	21	歯科関連分野での広報・活動においては歯・口腔のことだけ扱っている場合が多いと思うが、 <u>食や栄養の大切さ</u> についても一緒に伝えていけるとよい。	計画の具体的な取組とするか検討する。
【情報発信】	22	外来に出ていたころの経験からは、 <u>市の歯周病検診を受けに来る人がほとんどいない。</u> 若い世代はスマートフォンで情報を入手する時代なので <u>周知方法に工夫が必要ではないか。</u>	対象に合わせた情報発信について検討する。

# 歯科口腔保健推進計画策定スケジュール

資料3

		全体	会議
元年度	1月	骨子検討	歯科口腔保健推進検討部会(骨子検討)
	2月		
	3月		健康横浜21推進会議(骨子確定)
2年度	4月	素案検討	
	5月		歯科口腔保健推進検討部会(素案検討)
	6月		
	7月		歯科口腔保健推進検討部会(素案検討) 健康横浜21推進会議(進捗報告)
	8月		
	9月		歯科口腔保健推進検討部会(素案策定、市民意見募集について)
	10月	市民意見募集	
	11月	最終案	歯科口腔保健推進検討部会 (市民意見募集結果対応の考え方、最終案策定)
	12月		
	1月		
	2月		
3月	計画確定	健康横浜21推進会議(計画確定)	
3年度	4月	冊子印刷	
	5月	記者発表	記者発表資料、計画冊子の配布